

# 社会福祉法人ゆめネット 身体的拘束等適正化指針

## 1. 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。利用者様、お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、法人を運営します。身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しないよう努めていきます。

## 2. 根拠となる法律

(1) 障害者虐待防止法

(2) 児童虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要である

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 3. 委員会の構成

(1) 委員会の構成は、次の職にあるもので構成する。

委員長 理事長

委員長 総務

メンバー 法人役員とする

メンバー 各事業所のサービス管理責任者及びサービス提供責任者とする

その他必要と思われる職にある者を加えることができる。

(2) 委員会の役割

招集者 理事長

議長 総務法人役員

記録 メンバーから選出する

※議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

(3) 委員会の開催 委員会の開催は、定例委員会及び臨時委員会とする。

- ・定例委員会は、原則 6 か月に 1 回開催するものとする。
- ・臨時委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

## 4. 基本方針

(1) 当法人（事業所）内での共通理解

- ・身体拘束の防止に努める

当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目  
自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）

屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）

屋内活動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）

飲食、排尿、排便の介助時（身体を抑える拘束）

被服や身の回りの物の着脱時（身体を抑える拘束）

手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き時等（身体を抑える拘束）

クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

- (2) 研修の実施
  - ・定期的な教育や研修（年1～2回）・e-ラーニングの実施
  - ・その他必要な教育や研修（事例検討など）
- (3) 委員会の検討内容、調整事項
  - ・前回の振り返り
  - ・生活状態の把握と分析に関する事
  - ・代替的な方法の検討に関する事
  - ・緊急やむを得ない場合の対応に関する事
  - ・身体的拘束が必要と判断した場合は各関係機関、家族等との意見調整の進め方を検討
  - ・施設設備・生活環境の整備に関する事
  - ・今後の予定（研修・次回委員会）
  - ・議論のまとめ
- (4) 身体拘束記録及び周知
  - ・委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切の作成、説明、保管するほか、委員会の結果 について介護職員その他従業者に周知徹底します。
  - ・やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しておくこと。
- (5) 身体拘束の解除（報告）
  - ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。
  - ・身体拘束を行った場合は、速やかにご家族へ報告します。
- (6) 利用者、家族へ対しての説明
  - ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組みを説明し十分な理解が得られるように努めます。
  - ・個別支援計画書に身体拘束を行う可能性があることを明記し、同意を得ます。
  - ・身体拘束による行動制限の説明書の説明をし、同意を得ます。

## 5. 指針の閲覧について

当法人（事業所）の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できるように当法人のホームページに公表します。

## 6. その他

この委員会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、施設長が別に定める。

（附則）

- 1) 本規程は、令和4年4月1日より施行する。
- 2) 本規程は、令和4年9月1日より施行する。